

白岡市第 3 期地域福祉計画策定に向けての提言書

(案)

令和 7 年 9 月 日

白岡市地域福祉計画市民懇話会

1 提言書の位置づけ

白岡市地域福祉計画市民懇話会（以下「市民懇話会」という。）は、白岡市が社会福祉法第107条の規定に基づき策定する白岡市地域福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するために設置されました。

私たち市民懇話会委員10名は、計画策定の基本的考え方や近年の地域福祉の動向、令和6年度に実施した白岡市地域福祉についてのアンケート調査結果などについて市から報告を受け、委員がそれぞれの地域活動の経験や地域の中で見聞きしたこと、またそのような現状を受けて求められる取組について率直に考えを出し合い、白岡市の地域福祉のあり方について意見交換を行いました。

本提言書は、以上のような経緯を経て、市民懇話会が白岡市第3期地域福祉計画・白岡市第3期地域福祉活動計画の策定にあたって、市民の視点から計画に反映していただきたい事項についてとりまとめたものです。

2 提言書の前提

（1）変化する社会情勢を踏まえた地域福祉の推進を目指します

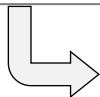
市民懇話会委員は、地域活動で感じている地域福祉の現状や課題を踏まえ、多様化している福祉ニーズや変化する人と人とのつながりに対応する取組が必要であると考えます。変化する社会情勢を踏まえ、地域福祉の推進に係る具体的な対策が計画に反映されるよう提言します。

（2）あらゆる人に居場所がある地域づくりを目指します

市民懇話会委員は、地域で悩みや困難を抱える方が増えていることを感じており、誰一人取り残さない地域づくりを推進することが必要であると考えます。あらゆる人がつながり、あらゆる人に居場所がある地域や社会を創造するため、具体的な対策が計画に反映されるよう提言します。

提言 1 地域における孤独・孤立対策に取り組もう

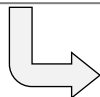
- 地域では閉じこもりがちの方や外部との接触を望まない方が増えています。世代や属性を問わず、あらゆる人が参加しやすい地域の居場所づくりが必要です。
- 地域では住民同士の対面コミュニケーションが減っているため、誰にも助けを求められない人が多くなっています。そのような方を発見し支援するためには、行政・社会福祉協議会・関係事業者・民生委員などによる地域での情報共有が必要です。
- ケアラーや障がいなどへの理解を深め、見守り支え合える意識を醸成することが必要です。



行政、社会福祉協議会、関係事業者、地域の関係者（民生委員や福祉委員）が連携し、地域で孤独や孤立の状態にある人をサポートしよう。

提言 2 こどもや若者が幸せに暮らせる地域をつくろう

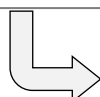
- 地域ではこどもが集う場所や機会が減っているため、こどもが気軽に足を運び、心地よく過ごせる居場所づくりが必要です。
- ヤングケアラーや不登校などの様々な困難を抱えているこどもがいますが、問題が潜在化しているため支援につながらないこともあります。学校・行政・地域での連携や情報共有を図り、こどもの困難に寄り添うことが必要です。
- こどもや若者を支援する対策や支援につなげる取組が不足しています。学校以外でのこどもへの支援や家族に対する支援が必要であり、こどもや家族を支援につなげる地域づくりが必要です。



こどもが地域の大人と気軽に話せる居場所や、学校や家以外の第3の心地よい居場所をつくる取組を地域で支援し、こどもや若者の多様な居場所を創出しよう。学校、行政、地域が連携や情報共有を図り、こどもや若者の困難に寄り添おう。

提言 3 持続可能な地域活動を考えよう

- 地域活動において、こども向けの企画が少ないことや訪問活動が難しいという課題があります。多世代交流の場を設けるため、こどもから高齢者まで楽しめる企画や親子で気軽に参加できる催しが必要です。
- 地域を支える活動を知らない方もいます。地域活動への関心や意識づくりを図るため、SNSを活用した周知や若年層へのボランティア情報の発信を行うことが必要です。
- 福祉委員やボランティアなど地域福祉の担い手が高齢化しています。既存の組織の再編を行い、若い世代や地域の企業との協働による担い手づくりに取り組むことが必要です。



こどもから高齢者まで地域で気軽に参加できる多世代交流の機会をつくろう。SNSによる周知活動や若年層・地域企業との協働による担い手づくりを行い、地域活動の新たな担い手を発掘・育成をしよう。

白岡市地域福祉計画市民懇話会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所属団体等
矢島 静江	白岡市民生委員・児童委員協議会
佐々木 由規子	白岡市民生委員・児童委員協議会
岡安 政美	白岡市青少年育成推進員会
関根 公子	白岡市母子愛育会
西村 恵子	白岡市児童福祉審議会
長島 一夫	白岡市社会福祉協議会 篠津支部
浅野 悦子	白岡市ボランティア連絡会
松浦 禎洋	社会福祉法人 みぬま福祉会
小森谷 清	社会福祉法人 大樹会
情野 雄太郎	公 募

合計10名

任期 令和7年7月15日から令和9年3月31日まで

白岡市地域福祉計画市民懇話会開催実績

令和 7 年度

	開催日時	会議内容
第 1 回	令和 7 年 7 月 15 日（火） 午後 2 時～ はぴすしらおか 健診室	①委嘱状交付 ②会長及び副会長の選出 ③懇話会の役割 ④地域福祉計画の概要説明 ⑤重層的支援体制整備事業について ⑥孤独・孤立対策について ⑦アンケート調査報告 ⑧今後の予定
第 2 回	令和 7 年 8 月 18 日（月） 午後 2 時～ はぴすしらおか 健診室	①意見調査票に係る質疑応答について ②意見交換 ア 孤独・孤立対策について イ こども・若者への支援について ウ 持続可能な地域活動について ③計画に定めるべき内容 ④今後の予定
第 3 回	令和 7 年 9 月 22 日（月） 午後 2 時～ はぴすしらおか 健診室	①第 2 回会議の検討内容報告 ②提言書の決定 ③今後の予定
第 4 回	令和 8 年 月 日（ ） 時～	①地域福祉計画素案における懇話会意見の反映結 調整中

白岡市地域福祉計画市民懇話会設置要綱

令和2年3月31日

白岡市告示第60号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、白岡市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、白岡市地域福祉計画市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉計画の策定に係る意見及び提言に関すること。
- (2) 福祉計画の推進に関すること。
- (3) その他福祉計画の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域において社会福祉に関する活動を行っている団体に属する者
- (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する法人に属する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 懇話会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の協力要請等)

第7条 懇話会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くこと又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。